

**わが国におけるソーシャルファームの動向について****—今後の社会福祉実践に対する示唆—**

○ 鴻池生活科学専門学校 氏名 多田 千治 (会員番号 003064)

キーワード：社会的企業・ソーシャルインクルージョン・社会参加

**1. 研究目的**

厚生労働省は、2012年6月14日、新たに精神障害者の採用を企業に義務づける方針を固めたのである。それは、身体障害者に加え、知的障害者の雇用を義務化した1997年以来的対象拡大になり、障害者の社会進出や社会参加をさらに促す狙いがあると考えられる。結果的には、企業に達成が義務づけられている障害者雇用率は、上昇する可能性も示されている。今後の動向としては、専門家による研究会で、近く報告書を作成し、今秋から労働政策審議会で議論し、来年にも、障害者雇用促進法の改正案を通常国会に提出する予定となっているのである。さらに、精神障害者の採用については、企業だけでなく、国や地方公共団体などにも義務づけることになる。

障害者雇用促進法とは、企業などに、全従業員に占める障害者の割合を国が定める障害者雇用率以上にしよう義務づけている。この法律における障害者の範囲については、従来、身体および知的障害者に限られていたが、今回の方針によって、躁うつ病や統合失調症などの精神障害者が加えられることになるのである。

この動きによって、結果として、身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用の義務化が、わが国において、法律によって明確に位置付けられたのである。しかしながら、障害者の雇用の状況においては、障害者の生活にとって、十分な収入の確保や働き方の工夫や労働環境に関し、さらに検討する余地が残されているのである。

本稿では、今回、ソーシャルファームという概念を取り上げ、それが成立した歴史的背景を示し、障害者だけではなく、就業困難者に対する支援を含めた実践の内容を明らかにすることを通して、今後の社会福祉援助の実践につながる示唆を明らかにしたい。

**2. 研究の視点および方法**

- ・ソーシャルファームの概念について言及し、その内容を明らかにする。
- ・わが国におけるソーシャルファームの動向を明らかにする。
- ・ソーシャルファームが今後の社会福祉実践に与える示唆を明らかにする。

**3. 倫理的配慮**

- ・本研究については、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて行うものとする。
- ・本発表に関する資料については、引用に関する記述を正確に行い、原著者名・文献・出版社・出版年や引用箇所等を明示する。
- ・引用については、原典主義を徹底するように努める。

#### 4. 研究結果

ソーシャルファームとは、社会的企業の1つであり、消費者に受け入れられる商品・サービスを生産することで、就業困難者が収益を得て働けるように目指した企業を意味するのである。ここでの就業困難者とは、障害者・高齢者・ニート・刑務出所者及び一般労働市場で不利な立場にある人々を指す。このソーシャルファーム自体の歴史は、1978年、イタリアにおいて、精神病院を法律によって閉鎖し、そのことによって、精神障害者の働き場所を確保するために登場したのである。その後、イギリスやドイツやベルギーなどのヨーロッパを中心に発展し、多くのソーシャルファームが登場し、新しい仕事を生み出すことに成功しているのである。現在においては、その意義が評価され始めているのである。

日本におけるソーシャルファームの活動としては、2009年、ソーシャルファーム・ジャパンの成立に意義がある。これは、炭谷茂(社会福祉法人恩賜財団済生会理事長)が発起人となり、成立した団体である。炭谷氏は、ソーシャルファームの必要性については、①現代社会における仕事の意義の認識(社会福祉政策としての就労の意義)、②対象者の拡大(家族や地域の結びつきの脆弱化や仕事を失う人の増加)、③公的分野の機能の縮小と企業の限界を示している。炭谷氏は、授産施設などの公的な施設を第1、企業を第2とし、ソーシャルファームを第3の働き場とし、第1と第2の中間と位置付けているのである。そして、環境保全(エコ)を重視し、産業廃棄物を再利用することでの仕事の創出にも取り組んでいる。

ソーシャルファームの実践例としては、北海道でのエゾシカの皮を使ったバッグの政策や障害者や高齢者の方が作ったオリジナルブランドのカバンなどの紹介が挙げられる。その他にも、農業などの分野においても業績を上げているケースも見られている。

#### 5. 考察

ソーシャルファームとは、社会的企業であることは事実である。ヨーロッパでは、従来の福祉からも従来の営利企業のサービス対象からもこぼれ落ちた分野に特化した事業展開を行うことで、事業を成立させることが多いものと考えられている。結果的に、ソーシャル・インクルージョンの考え方が強く示され、障害者を含む就業困難者の社会参加を目指している。そして、環境の面にも配慮し、運営面においても、公的な支援を入れずに、団体の寄付などによる運営を行っている。今日のわが国においては、福祉の多元化が示され、公的なものだけでなく、民間活力の活用が推進されている。特に、わが国においては、福祉は、公的なものとして考えられていた時代も長く、公的サービスと私的サービスの協働も大きな課題であり、公的でも私的でもない第3の働き場所を提供するサービス供給体としての社会的企業は、新たなサービスの選択肢として、今後も、その必要性が増える存在であると私は結論づける。